

## 対人援助マガジン第17号

### 生殖医療と家族援助

# 例えば、卵子提供による家族形成について②

荒木晃子

#### 生殖医療の法整備始まる

現在(2014年5月の時点)、日本国内にはまだ、精子・卵子の提供や代理懐胎等について規制する法律がないのはご存じだろうか。

これまでも、採取した精子を人の手で子宮に戻す＝人工授精や、卵巣から卵子を取り出し(採卵)、採取した精子と受精(体外受精)させた後、その受精卵を子宮に戻す(受精卵の移植)といった医療技術はすでに多く実施されてきた。その結果、現在では、新生児の約30人に一人は体外受精等の高度生殖医療技術で誕生しているという。その子どもたちの大半は、法律婚カップル間で実施した、人工授精や体外受精の医療技術により誕生しており、結果、生殖医療技術で生まれた子どもの親子や家族関係に問題が生じることはないと考えられてきた。いまでは、生殖医療技術で子どもが産まれることを、容認する社会になりつつある。また、近年では、法律婚だけでなく、事実婚カップル間にそれらの医療技術で子どもが産まれることも、よしとする社会にもなりつつある。確かに、法律上の家族であっても/なくても、また性別変更があっても/なくても、ひと組のカップルに子どもが産まれることを咎める声が、以前より小さくなっているのは確かなようだ。

対して、自分の精子・卵子で子どもをもうけることができないカップルに対して実施する生殖医療技術の応用に関しては、親子や家族関係の新たな基本概念を社会に求める結果となった。別の女性の卵子で妊娠しても、産んだ女性が母(「分娩者＝母」ルール)と認められ、また、別の男性の精子で妊娠しても、産んだ女性の法律上の配偶者が父となることへの賛否を、様々な立場の当事者たちが、いま、社会に問うている。

#### 当事者は法に何を求めるか

2014年4月11日、永田町にある衆議院会館の一室に、生殖医療関連の国内当事者6団体が一堂に会した。年頭に公開された、「特定生殖補助医療に関する法律骨子たたき台3案」(自民党政務調査会「生殖補助医療に関するプロジェクトチーム」座長:古川俊治参議院議員)に対し、当事者からの要望を提出しようとする共同行動だ。以下は、要望書または意見書を提出した団体名称(50音順)である。

- ・NPO法人 OD-NET(特定非営利活動法人 卵子提供登録支援団体) URL: <http://od-net.jp/>
- ・NPO法人 Fine～現在・過去・未来の不妊体験者を支援する会～ URL: <http://j-fine.jp/>

- ・すまいる親の会(AID の選択に悩んでいる・AID で親になった人の自助グループ)
- ・第三者の関わる生殖技術について考える会
- ・DOG(DI Offspring Group) 非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ
- ・フィンレージの会(不妊に悩む人のための自助グループ)

(注)以降は略称にて記述し、順不同とする。

提出された要望書及び意見書の緑色の表紙のタイトルには「『生殖補助医療に関する法案』についての要望書」とあり、その中身は各々が求める生殖補助医療法案への、それぞれの要望事項が団体ごとにしたためられていた。国内当事者団体の要望書を一本に集約せず、結果として6通に及ぶことになった理由は、それぞれの団体を構成する当事者性にその根拠がある。一概に、生殖医療関連の当事者団体といっても、その立場はさまざまであった。

(注)本稿では、「生殖医療」と「生殖補助医療」を同義に使用する。また、「不妊治療」も同様である。

## 1. 卵子を「必要とする/提供する」

### 当事者と援助者の要望

例えば、NPO 法人 OD-NET は、無償卵子提供ドナーの登録を支援するボランティア団体であり、当事者として、生まれつき卵子のないターナー症候群の患者会代表や患者家族、小児科医、生殖医療専門医や弁護士のほか、不妊当事者でもある家族社会学者で構成されている。活動としては、国内の生殖医療施設と提携し、卵子をボランティアで提供してもよいというドナー女性を募集し、その登録及び支援の実践がある。先にあげたターナー症候群のほか、早発閉経、さらには、事故や抗がん剤治療などが原因で、自分の卵子で子

どもを産むことができない女性に、卵子提供治療により子どもを迎え、家族を形成するための支援を目的としている。OD-NET は、卵子提供を必要とする(=レシピエント)当事者にかわってその当事者性を活かし、医療、法律、家族援助者の協力を得て、卵子提供を希望する(=ドナー)当事者を支援することで、当事者の家族形成を支援する団体といえる。

早急な法整備を積極的に支持する立場から OD-NET が提出した要望書には、「卵子提供医療に関わる子どもを含む当事者たちの情報管理機関を、全国統一機関で設置されるべき」、「卵子ドナーへは医療保障が必要」、「配偶子提供で形成される親子関係を築くための指示系統を厚労大臣下に一元化」など、法整備に向けた具体的な要望が記載されている。

## 2. 不妊当事者とピアサポーターの要望

次に、NPO 法人 Fine とは、現在・過去・未来の不妊に悩む当事者で構成された国内で最も多く会員数を有する不妊当事者団体である。活動は主に、インターネットを主体に、全国の当事者たちが仲間(ピア)と交流を図り、互いの情報を交換するなど、支えあう関係をつなぐターミナル的な立場をもつ。具体的には、不妊に関する社会啓発や、意識変革を目的とした公的機関への働きかけ、また、ピアカウンセラーを養成し、その後は各地でピアカウンセリングを実施するなど、不妊当事者や社会に貢献するための積極的な活動に取り組んでいる。

会員個々の事情や状況により、思いや考えはさまざまとしながらも、要望書には「たたき台3案のうち、B案を支持する」、「代理懐胎で生まれた子の親子関係について引き続き検討を求める」、「生まれた子どもの出自を知る手立ての確立」などを盛り込み、生殖補助医

療に関する立法化を支持する立場を表明した。

### 3. AID(精子提供医療)当事者の要望

#### ～親の立場から～

すまいる親の会とは、第三者の精子提供で親になることを検討している/親になった人(=当事者)の自助グループである。戦後間もなく実施された精子提供医療(=AID)で生まれた子どもは、現在までに数万人に及ぶという。会では、第三者からの精子提供で子ども(AID児)を産み育てた/育てる親たちが、自らの経験を活かし、「より良い親子関係の構築」をめざし、勉強会や情報交換等の活動を行っているという。

要望書には、精子提供医療のおかげで親になることができたという思いの一方で、生まれた人たちにある「出自や遺伝情報がわからない苦しみ」、「親への不信感」等の困難を体験していることへの憂いがあると記されている。また、法整備には、「親が正直に子どもに(出自を)伝えること」と、「出自を明らかにするための制度」の両輪があったうえで、「子どもの出自を知る権利の保障」を求めること、同時に、その保障なくして生殖医療の拡大はあり得ず、**生まれた子どもの出自を知る権利をふまえたうえで法を整備すべき旨**記載されている。

### 4. 別の不妊当事者グループからの要望

フィンレージの会は、2. で先述したFineと同様、不妊に悩む当事者の自助団体であるが、発足から現在までの歴史は最も長く、国内初の不妊当事者のための自助団体でもある。会員の詳細は定かではないが、その活動は看護領域や学術領域など広域にわたり、書籍の出版や調査研究等、ときには行政の協力を得

て活発な社会活動を現在も展開している。

要望書の提出当日は、「子どもの福祉という視点が欠けている。この技術をどうしていくのか包括的な、ビジョンが見えるかたちで、またオープンな議論の中で案を提示してほしい」旨口頭で説明した後、「たたき台には『子どもの福祉』という視点がまったく欠けている。法制化の目的や理念を、時間をかけ再検討」、「(前略)法律をつくるのであれば、必ず『出自を知る権利』を入れてほしい」、「(前略)制度整備や立法化にあたっては、意見を申し述べたい団体や国民ひとりひとりに広く機会を与え、オープンな議論を経てほしい」といった3つの要望に加え、「今回のたたき台案を基にした法案の拙速な上程は差し控え、もっと広い意見聴取や議論を経て法案作成に臨んでほしい」と要望書を結び、同じ不妊当事者団体である Fine とは一線を画した立場を表明した。

### 5. AID(精子提供医療)で生まれた

#### 当事者の意見 ～子どもの立場から～

DOG(DI Offspring Group)非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループとは、名称のとおり、**精子提供医療で生まれた子ども(=当事者)たち**でつくる自助団体である。団体は、本法案には、生まれてくる子どものことが考慮されておらず、生殖技術の一番の当事者は生まれてくる子どもであるとして、**本法案の内容について、もっと慎重な議論を求めることを目的に、要望書ではなく、問題点を列記した意見書を提出した。**

DOG の提出した意見書では、「提供者がわからないことに私たちは苦しんでいる」、「秘密と匿名のもとでの医療技術では、親子の信頼関係は損なわれる」、「生まれた子どもの意見

を取り入れた法案審議がなされていない」という3点を問題とし、いま一度、これらの技術で生まれてくる子どもの視点に立ち、本法案に対する慎重な議論を求めている。

## 6. 第三者の関わる生殖技術に反対する 識者と当事者の意見

これまで実施されてきた精子提供だけでなく、卵子や胚の提供、そして代理出産と、現在も拡大されつつある第三者の関わる生殖技術について、生まれた当事者の立場から、問題や疑問を社会に訴えていきたいと、**非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ内有志が発起人**となり「第三者の関わる生殖技術について考える会」を立ち上げた。設立時の会員のなかには、5. で先述したDOGに所属する**当事者以外にも、学者や研究者が設立メンバー**に名を連ねている。

提出された意見書には、(第三者配偶子提供及び代理出産)技術を法的に認める前に、**AID(精子提供医療)の問題の検証が必要**であるとして、5つの問題が挙げられている。

意見書には、「生まれてくる子どもの視点・意見が抜け落ちている」、「AIDで生まれた子どもは苦しんでいる」、「代理懐胎を認めることに反対する」、「提供者やその家族への身体的、精神的リスクへ配慮が必要」、「国民的な議論がない」など、本法案に関して、AIDから見える問題点を提示していた。

### 異なる立場/見解/要望/問題点

以上、生殖補助医療に関する法案について、国内の6団体が国会議員に提出した要望書及び意見書のポイントをまとめてみた。各団体

の要望書及び意見書は、それぞれの団体ホームページ等で公開されており、その設立や活動趣旨等も筆者の手元にある紙媒体や、インターネット上に公開された情報を基に、実際に公開されている内容に限りなく近い形で記載した。もし、本稿の一部、または、記述に不十分な点があるとすれば、それは筆者の論述の至らなさと要約能力不足故とお許し願いたい。

筆者が本稿で伝えたいことは、過去に存在しなかった「生殖医療に関する法律」が、いま、新たに、つくられようとしているということだ。2014年春、国会の常会で自民党プロジェクトチームより法案が提出され、議員立法として通過する可能性がある(かもしれない)という事実なのである。この情報は、すでに、一部のマスコミで報道されてはいるものの、現時点(2014年5月25日)では、あくまでも未定であり、その可能性を示唆するにとどまる仮説ではあるが、法案成立に向けた国政の動きは凝視するに値すると考える。

家族援助者として、先にあげた6団体に所属するそれぞれの当事者たちの要望や意見をかなえるための手立てや支援を考えたとき、(少なくとも、私が知る限りでは)過去に構築されてきたいかなる“援助”という学説や手段、または技法や療法でも充当することはできないであろうことだけは容易に想像できる。

確かに、当事者たちは、それぞれに見解をもち、異なる立場から自身に必要な要望や意見、そして問題点を提出していた。いずれの当事者にとっても、本法案が成立するか否かは自分の問題であり、また、家族の問題である。生殖医療に関心のない多くの国民にある「国が定める法律に従うか否か」という捉え方ではなく、あくまでも、「国民の、国民による、

国民のための法律の成立を目指す」意識を持っている。つまり、今回の要望書や意見書の提出には、本法案への賛否以前に、「近年、社会問題として注目を浴びている生殖補助医療技術は、親以外の第三者配偶子を用いて新たな命をつくり、結果として、子どもが生まれ家族を形成する」という、「新たな家族形成のルートをつくった」という既成事実を無視することはできず、同様に、そこに生まれた子どもたちと、その後成人した当事者たちの苦悩を、なかったことにしてはならない、という願いが込められているのである。

生殖医療に関わった当事者たちは、親になった人も、その結果生まれた子どもたちも、結果として、そのどちらにも属さない人であっても、決して自ら望んで「生殖医療の当事者」になった訳ではない。彼らを受け入れる社会をつくるかどうかの判断には、立法に携わる学者や政治家だけでなく、当事者をはじめとする、国民ひとりひとりの声が必要である。社会は我々が作るコミュニティであり、法律は私たちのためにあるのだから。

もしかすると、あなたの意見が“ある不妊に悩む一組のカップルと子ども”の、そして家族の運命を決定するかもしれないのです。

## 執筆者のひとりごと

さまざまな社会情報を発信するマスメディアは、生殖医療に関するいかなる動向にも敏感に反応するようだ。国会議員へ要望書提出の当日及び翌日には、当事者たちの共同行動を、マスコミや新聞各社が報じた。なかでも、当日の夕方速報で放映された某テレビ局のニュースで、「(前略)各団体は法案を不服として要望書を提出した」とのアナウンスには、正直驚

いた。ちょっと待ってよ！確かに、法案に不服とする意見書があったのは確かだけれど、少なくとも、積極的、消極的などその姿勢に違いはあれど、生殖補助医療に関する立法化に反対する団体はなかったはずだ。立法化の前にこれが必要…とか、立法化するならこれだけは先にすべき…、あるいは、法案にこれも入れてほしい、という様々な立場をまとめて、「法案に不服」という表現で報道するなんて。報道はあくまでも客観的事実を伝えるのが大切じゃないのかな。もちろん、それに対する主観や意見も重要なのはわかるけど、なんだかね…一度発した言葉は取り消せない。だから細心の注意を払わなければ。一本化できないほどの様々な立場で、多様な要望・意見を束ね、勇気を出して当事者たちが提出した「要望書」。報道にも、多角的なレンズが必要かも。

ちなみに、本件は、各新聞社の紙面やウェブ上でも報道していただいたのですが、文字化した内容は、客観的かつ公正な立場を保ち、各記者が懸命に社会に訴えようとする姿勢を感じました。やっぱり報道はこうでなくちゃ！